



福岡県医発第 1688 号 (地)

令和 4 年 9 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (医療分) の
新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業について、予定されている改正内容を連絡するもので、概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方
よろしくお願いいたします。

なお、その他の事業についても、決まり次第お知らせされるとのことです。

記

1. 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

令和 5 年 3 月末まで延長

2. 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

(1) 大規模接種会場の設置等にかかる支援

令和 5 年 3 月末まで延長

(2) 個別接種促進のための支援

i ii を除き、令和 5 年 3 月末まで延長

ii 病院で 50 回以上／日の接種を行った場合の支援は、令和 4 年 11 月末まで延長

iii 診療所、病院で 50 回以上／日の接種を行った場合の支援について、時間外、夜間
または休日に接種体制を用意していることを要件に追加

iv 診療所で週 100 回 (150 回) 以上の接種を一定期間中に 4 週間以上行った場合の
支援について、週 100 回 (150 回) 以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少な
くとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追

加（「接種体制の用意」には、時間外、夜間または休日に、自身の診療所で接種体制を用意することの他、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含む）

※時間外、夜間または休日の考え方（時間外・休日の接種費用に対する加算の考え方とは異なる）

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休 日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

条件（50 回、100 回（150 回））の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）も計上して差し支えない。

令和 4 年 9 月 12 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業について、予定されている改正内容を連絡するもので、概要は下記のとおりです。

なお、その他の事業についても、決まり次第お知らせされとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
令和 5 年 3 月末まで延長

2. 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

（1）大規模接種会場の設置等にかかる支援

令和 5 年 3 月末まで延長

（2）個別接種促進のための支援

i ii を除き、令和 5 年 3 月末まで延長

ii 病院で 50 回以上／日の接種を行った場合の支援は、令和 4 年 11 月末まで延長

iii 診療所、病院で 50 回以上／日の接種を行った場合の支援について、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加

iv 診療所で週 100 回（150 回）以上の接種を一定期間中に 4 週間以上行った場合の支援について、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加（「接種体制の用意」には、時間外、夜間または休日に、自身の診療所で接種体制を用意することの他、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含む）

※時間外、夜間または休日の考え方（時間外・休日の接種費用に対する加算の考え方とは異なる）

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休 日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

条件（50 回、100 回（150 回））の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）も計上して差し支えない。

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱：

[令和 4 年 7 月 15 日付日医発第 715 号（健Ⅱ）（地域）（医経）](#) 参照

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について

平素より令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）につき
ご協力頂きお礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンについては、今後、接種期間の延長を予定しているところ、
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業について、下記のとおり今後の予定をお示しします。（その他の事業についても、決まり次第お知らせします。）

※ かぎ括弧の記載は「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」からの引用となります。

記

1. 「（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

現在、事業の実施期間について、9 月までとお示ししているところ、令和 5 年 3 月末までとします。

2. 「(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」について

「ウ 内容」に記載の各支援について以下のとおりとします。

(1) 「(ア) 大規模接種会場の設置等」について

都道府県による新型コロナウイルスワクチンの接種会場の設置、運営にかかる支援については、引き続き、令和5年3月末まで実施します。

(2) 「(イ) 個別接種促進のための支援」について

i 個別接種促進のための支援については、現在、9月末までを実施期間とお示ししておりますが、下記に示すiiを除き、令和5年3月末までとします。

ii 「② 病院における取組」のうち、「・ 50 回以上／日の接種を行った場合」の支援については、11月末までとします。

(診療所における「・ 50 回以上／日の接種を行った場合」の支援については、上記 i のとおり12月以降も継続します。)

iii 「① 診療所における取組」及び「② 病院における取組」のうち、「・ 50 回以上／日の接種を行った場合」にかかる支援については、従来の1日50回とする接種回数の要件に加えて、時間外、夜間または休日(※)に、接種体制を用意していることを要件に追加します。

iv また、「① 診療所における取組」のうち、週100 回(150回)以上の接種を一定期間中に4週間以上行った場合の支援についても、週100 回(150回)以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加します。(なお、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含みます。)

(※) 時間外、夜間または休日の考え方(接種費用の時間外・休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。)

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)

休 日：土日祝日(医療機関の診療日に関わらない)

条件(50回、100回(150回))の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種(日中の診療時間内に行った接種等)も計上して差し支えありません。

(参考)

診療所における取組	延長期間	10月以降の追加要件
週100 回以上の接種を指定する 2 か月の間に4 週間以上行った 場合	令和5 年3 月末ま で	それぞれの1 週間の うち、少なくとも1 日は、時間外、夜間 または休日に接種体 制を用意しているこ と
週150 回以上の接種を指定する 2 か月の間に4 週間以上行った 場合		
50 回以上／日の接種を行った 場合		時間外、夜間または 休日に接種体制を用 意していること

病院における取組	実施期間	10月以降の追加要件
50 回以上／日の接種を行った 場合	令和4 年11月末ま で	時間外、夜間または 休日に接種体制を用 意していること
特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週1 日以上 達成する週が、指定する2 か月 の間に4 週間以上あった場合	令和5 年3 月末ま で	従前通り

以上

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（令和4年度末まで実施）

【ワクチン接種対策費負担金】 （接種の費用）

予算額：4,319億円（令和2年度三次補正）＋5,356億円（令和3年度補正）

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
（時間外：＋730円、休日：＋2,130円）
- ・6歳未満の接種に対する加算：＋660円



【ワクチン接種体制確保事業】 （自治体における実施体制の費用）

予算額：3,439億円（令和2年度三次補正等）＋3,301億円（令和3年度予備費）
＋7,590億円（令和3年度補正）

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】予算額：818億円（令和3年度予備費）＋4,570億円（令和3年度補正）

個別接種促進のための支援策(①～③)



個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒＋2,000円／回
- ・週150回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒＋3,000円／回

※1週間のうち、少なくとも1日は、土日祝日、夜間（18:00以降）、診療所の時間外に接種体制をとること。

②接種施設数の増加（診療所・病院共通）

※病院への支援は、11月末までとする。

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日（定額）を交付。（①とは重複しない）

※土日祝日、夜間（18:00以降）、医療機関の時間外に接種体制をとること。

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の 設置等に必要な費用を補助

<概要>

○都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
（使用料及び賃借料、備品購入費等）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の接種扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上指定する2か月の間に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

職域接種に対する支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。（1,000円（追加接種会場の場合は1,500円）×接種回数を上限に実費補助）

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの



企業・大学